

令和8年度

危機管理マニュアル

臼杵市立福良ヶ丘小学校

1 危機管理体制（基本姿勢）

学校管理にかかわる事故、災害など危機の影響を最小限に抑え、正常な教育活動の保持、回復に努めることを目的にする。

※ 事故、災害の予見及び防止

① 子どもの命をまもること

※ 全体の授業より一人の生命、安全が大切

② 子どもと教師の信頼関係をつなぎとめ維持すること

③ 学校の正常な運営を図ること

※ 被害を最小限に食いとめるための組織的対応が必要

④ 学校に対する社会的な信用や信頼を守ること

※ 学校事故は学校の危機

危機管理において、最も大切にしなければならないこと

～～児童の生命の安全確保、不安・動揺の防止～～

⑤ 危機管理の「さしすせそ」

生徒指導の「さしすせそ」

さ～最悪を想定して

さ～最初の対応慎重に

し～慎重に

し～指揮系統ははっきりと

す～素早い対応

す～推測で動かず 正確な情報を

せ～誠意を持って

せ～戦略と戦術

そ～組織体として

そ～組織の役割分担を明確に

2 危機への対応の手順

- (1) 事故発生・発見
- (2) 状況把握（冷静に・正確に・的確に・詳細に）
- (3) 処置
- (4) 連絡
- (5) 他の児童への対応（必ず複数で）
- (6) 当事者（加害者・被害者）の保護者への対応（必ず複数で）
- (7) 一般保護者への対応（内容の基準を）
- (8) 外部との対応（場合による）

○マスコミ対応・・・すぐに「関係者以外立入禁止」の表示をする。時間を決めて記者会見をする等。

- (9) 事故原因、背景の究明
- (10) 指導の経緯の確認
- (11) 事後処理、事後指導
- (12) 報告

3 情報の管理、処理

- (1) 情報の収集
- (2) 情報の共有
- (3) 窓口の一本化（校長もしくは教頭）校長の判断の為、指示・判断・役割分担等

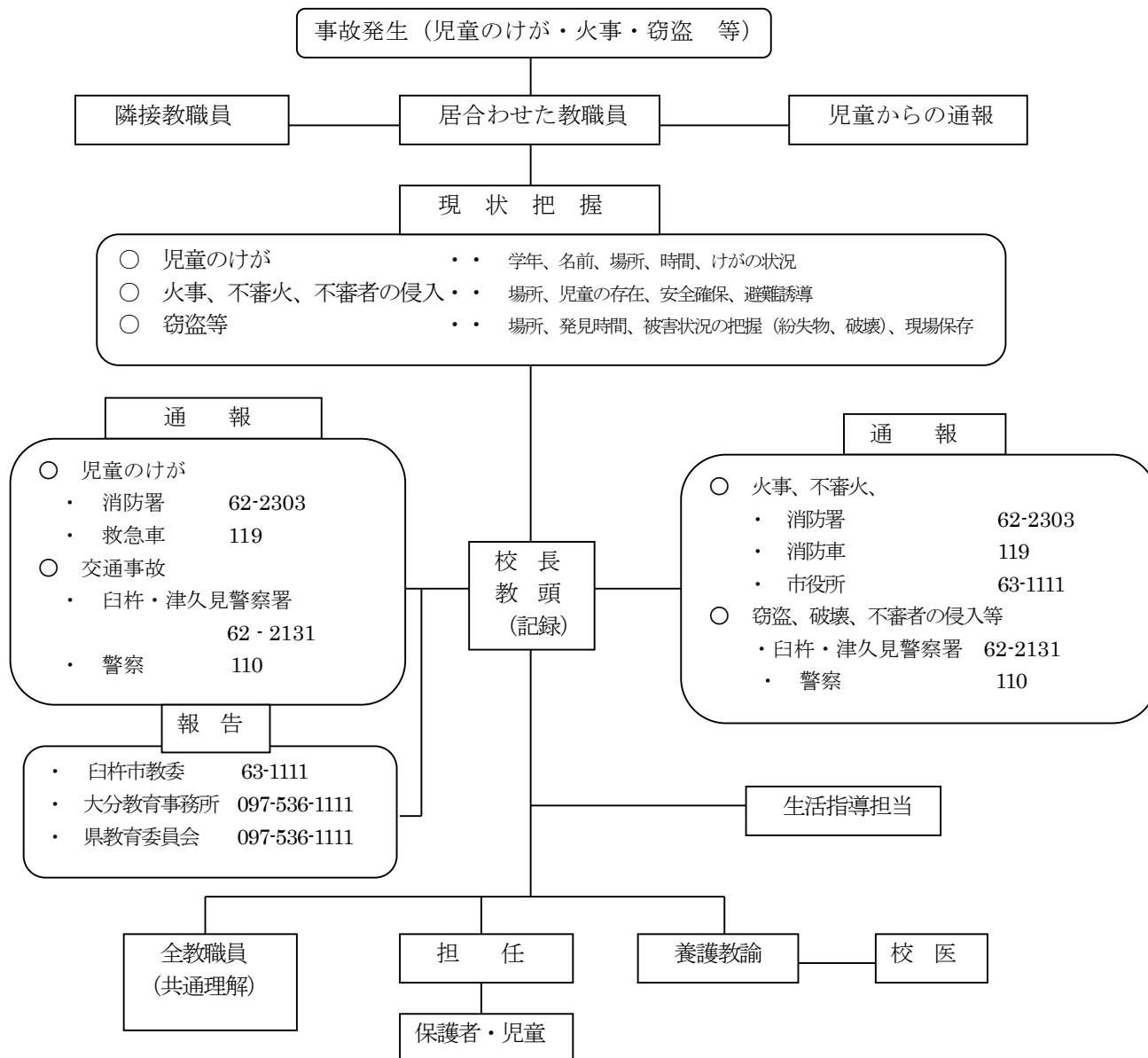
4 事故・事件の分類

- (1) 児童の事故・事件（心に関する事故・事件を含む）
- (2) 学校の事故・事件（施設・設備の事故）
- (3) 職員の事故・事件

5 災害への対応

事故の対応に準ずる

6 緊急時の連絡体制



(誰がどこに連絡するのか、はっきりと)

※ 緊急時の連絡先

- 校 医 (浜田消化器科内科、浜田義之) 63-5855
- 歯科医 (小名川歯科) 63-2121
- 眼科医 (前尾眼科) 64-7300
- 耳鼻科医 (篠田耳鼻科医院) 63-2727
- 薬剤師 (かめや薬局) 62-2308
- コスモス病院 62-5599
- 救急車、消防車 119
- 臼杵市消防本部 62-2303
- 臼杵・津久見警察署 (緊急) 110
- 臼杵・津久見警察署 62-2131
- 大分県中部保健所 62-9171
- 臼杵市教育委員会 63-1111 (教育委員会)
- 中央児童相談所 (大分市荏隈) 097-544-2016
- 臼杵市福祉課 63-1111 (福祉課)
- CRT (大分市玉沢) 097-541-5276

II 対応のポイント

1 緊急事態発生の際の対応

冷静・正確・的確・確実・詳細

- (1) 的確な情報収集、把握
 - ① 名前、学年、原因、場所、時間、程度、これまでの処置や対応、今の様子等を把握する。
 - ② 場所等は地図や現地で確認しておく。(必要によってはメモ等しておく。)
 - ③ 記録を残す。(些細な事でも時系列に記録する。)
- (2) 的確な情報伝達と対応
 - ① 憶測することなく、事実を的確に校長に伝える。
 - ② 校長・教頭の指示をあおいで指導に当たる。(校長不在時体制)
 - ③ 教職員を招集し組織体制を整える。
- (3) 適切な連絡
 - ① 連絡の順番については臨機応変(事故等の種類、状況に応じて)
 - ② 第一報を受けた教職員は、他の教職員に、その後の連絡等を指示し、互いに分担する。
 - ③ 職員室では直ちに連絡班、処置班に分かれて対応する。
- (4) 家庭、保護者への連絡
 - ① 症状や現状、原因を簡潔に報告する。
 - ② かかりつけの病院を聞く。
 - ③ 救急車の場合は、隊員に任せる。
 - ④ 病院の行き先を告げ、健康保険証の持参を依頼する。
- (5) 養護教諭への連絡(ケガや病気の場合)
 - ① 症状を詳細に報告する。
 - ② 応急処置の指示を受ける。
- (6) 他の児童への対応
 - ① 動揺、2次災害(連鎖事故)が起きないように、他の児童への対応に留意する。

2 事故(事件)直後の対応

誠意・気配り・根気・見通し

- (1) 医療機関への対応
 - ① 学校名、児童名を告げるとともに状況を説明し、診療依頼をする。
 - ② 養護教諭は、可能な限り治療終了まで付き添う。(けがや病気の程度による)
- (2) 医療機関への移送方法
 - ① 原則として保護者とするが、保護者と連絡をとり、タクシーを利用する場合もある。
 - ② 必要に応じ、救急車を依頼する場合もある。
 - ③ やむを得ず職員の車を使用の場合は、校長の許可や指示を受ける。
- (3) 当事者の保護者への対応
 - ① 学校に責任や対応の不備があった場合は率直に認め、誠意をもって対応する。
 - ② 事故(事件)の概要を正確に把握、整理し、保護者に報告する。
(相手がある場合は、保護者に伝える前に、情報把握・指導をする。)
※ 独断や決定的な表現を避け、事実を正確に伝える。
 - ③ 問題行動による事件、事故の場合の被害者への連絡、謝罪を迅速に行う。
※ 担任、保護者、本人(必要に応じて校長又は教頭も同席)
※ 調査及び指導の際、当事者の人権を尊重し、言動に留意する。
 - ④ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の説明と手続きを行う。

- (4) 一般保護者への対応
- ① 学級懇談会や臨時の保護者会、学校通信等を利用して事実を伝える。
 - ② 協力を仰ぐことがあれば、内容や方法を明確にして依頼する。
- (5) 外部との対応（場合によってはマスコミへの対応も）
- ① 窓口は一本化（校長もしくは教頭）し、個々の対応は避ける。
 - ② 校長へ情報を集中させる。（的確に伝える。些細なことでも憶測で判断しない。）
 - ③ 学校に責任や対応の不備があった場合は率直に認める。
 - ④ 事故や事件の背景等は正確に把握したうえで対応する。
 - ⑤ 当事者の将来や人権、日常生活を守ることを第一とする。
 - ⑥ 学校の立場や主張は明確に打ち出す。
 - ⑦ 協力を仰ぐことがあれば率直に述べる。

※ 参考資料

<学校事故>

- 1 発生態様
 - (1) 負傷
 - (2) 疾病
 - (3) 障害
 - (4) 死亡
- 2 発生原因
 - (1) 学校施設・設備の管理瑕疵が認められる場合。
 - (2) 教育活動中の指導が適切さを欠いている場合。
 - (3) 生活指導に関する事故の場合。

<学校管理下>

- 1 給付金の支給対象となる範囲
 - ※ 日本スポーツ振興センター法
施行令7条2項
 - ① 教育課程に基づく授業を受けているとき。
 - ② 学校の教育計画に基づいて行われていて、課外指導を受けているとき
 - ③ 休憩・休息時間中に学校にあるとき。
 - ④ 校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。
 - ⑤ 通常の経路及び方法により通学するとき。
 - ⑥ これらに準ずる場合。（文部科学省令で定める場合。）

3 事後処理

迅速・緻密・再発防止を旨とする

- (1) 原因や背景の究明（情報収集、事実確認）
 - ① 可能な限りの情報を収集する。
 - ② 情報を管理し適切に処理をしていく。
 - ※ 情報の選択（虚実の見極め）
 - ※ 情報の交換と共有
 - ※ 情報の分析
 - ③ 原因や背景を探り出し、まとめる。
- (2) 指導の経緯の確認
 - ① 記録を正確に取っておく。
 - ② 事故（事件）に至る指導の経緯を明らかにする。
 - ③ 指導上の問題点を洗い出す。
 - ④ 事後指導の内容、方法、時期を明確にする。

- (3) 事後処理、事後指導
 - ① 事後処理の内容、方法を共通理解する。
 - ② 事後指導の計画を立て、実施する。
 - ③ 危機の発生を予測し、未然に防止する。
 - ※ 些細なことでも情報交換を
 - ※ 児童はもちろん、保護者や地域からの情報提供をうけいれやすい学校（職員）体制を
- (4) 日常指導の見直し
 - ① 児童の危機管理能力を育成する（健康・安全教育の充実）
 - ② これまでの経過を参考に、日常指導の見直しを進める。
 - ※ 危機を予測する能力の育成（予見、予防）
 - ※ 危機に直面した時に対処できる能力の育成（回避方法等）
 - ③ 防災訓練の内容を充実する
 - ※ 火災、地震・津波、風水害、変質者、救急処置、授業時、登下校時等の対応
- (5) 保護者、地域との連携
 - ① 機会をとらえて連携の強化を図る。
- (6) 関係機関への報告

Ⅲ 対応の具体例

1 体育時、体育的行事等

※ 当事者を放置しないこと

- (1) 水泳時、プール使用時の事故（未然防止の取組：安全点検・日頃からの訓練・複数体制で監視・AEDの用意・夏季休業中PTAへの貸し出し時の職員体制 等）
 - ① 職員室に連絡する。 → 職員室で対応
 - ② 当事者を水から上げる。
 - ③ 応急処置をする。（役割分担の確認）
 - ④ 移送する。（保健室へ、医療機関等へ）（状態によっては移動させない）
 - 救急車の進入経路の確保・誘導係。
- (2) 校内持久走大会等の事故（未然防止の取組：AEDの用意・校医に事前連絡・警察の要請・自転車・携帯やトランシーバーの利用・職員の配置・PTAに要請 等）
 - ① 職員室に連絡する。 → 職員室で対応
 - ② 応急処置をする。
 - ③ 移送する。（学校へ、医療機関等へ、自宅へ）（状態によっては移動させない）
- (3) 運動会時の事故
 - ・組体操、騎馬戦、棒倒し 等・・・上記に準ずる。毎年見直しを行う。

2 盗難

※ 人権に十分配慮すること

- (1) 被害状況の把握
 - ・ いつ、どこで、だれが、何を、どれくらい 等の把握。
 - ・ 外部からの訪問者・侵入者防止対策をとる。
 - ・ 防犯カメラの設置も可。
- (2) 前後の様子（状況）等の把握
 - ・ 犯人捜しより、再発防止のために

- (3) 被害者の保護者、家庭との連絡、事後処理
 - ① 状況や今後の取り組みを詳細に知らせる。
 - ② 盗難癖対応・・・各家庭に子育ての大切さ・見守りを要請。
 - ③ 万引き等、店との連携を取り通報等の対応を要請。
- (4) 貴重品の取扱い指導の徹底
 - ① 不用品、現金、高価な物品の学校持参を控える。
 - ② 貴重品は担任に預ける。
 - ③ 集金時のルールを決める。 等

3 いじめ（福良ヶ丘小学校「いじめ対応の手引き」参照）

※ 当事者の立場に立った対処を

- (1) 日常の指導、取り組みの徹底
 - ① 学校教育目標の具現化をめざして取り組む。
正義感を持った子ども・リーダーを育成する。
 - ② 児童への指導を充実させる。
 - ・ 心の教育の充実（教科、道徳、特活、総合的な学習の時間、人権・同和教育 等）
 - ・ 学級活動の充実（望ましい集団づくり）
 - ・ 日常観察、つぶやきを聞く。
 - ③ 校内研修を充実させる。
 - ④ 保護者や地域との連携を強化する。
 - ⑤ スクールカウンセラーとの連携によりいじめの早期発見・対応を図る。
- (2) 実態の把握
 - ① 児童を観察する（教室、図書室、保健室、清掃時間、休み時間 等）
 - ② アンケートを実施する。（定期・臨時、全校一斉。年3回実施）
 - ③ 個別の相談活動を実施する。
 - ④ 保護者や地域の情報を収集する。
- (3) いじめが起きたら「いじめ・不登校対策委員会」を開催。起きなくても定期的を開催。
 - ① 実態把握をする。（いじめを受ける側、いじめる側）
 - ・ いつから、だれに、いつ、どんなふうに、どうして、
 - ・ 本人や家族の思い
 - ・ 学級や周囲の思い（Q Uを含めたアンケート等）
 - ② 解決に向けた対策をたてる。
 - ・ 共通理解のもとに全教職員で当たる。（生活指導担当、該当学年、学級を中心に）
 - ・ 必要に応じて関係機関と連携をとる。
 - ③ 経過報告、結果報告をする。
 - ・ 経過や結果を知らせることで再発を防ぐ。
 - ・ 報告対象や内容については十分考慮する。（人権に配慮して）

4 不登校

※ 「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、原因に応じた対処を

- (1) 実態把握を
 - ・ 欠席状況、学習状況、家庭での様子、休日の過ごし方 等
- (2) 保護者、地域との連携（福祉課等との連携・支援を要請）
 - ① 児童との接し方を探る
 - ② 保護者の悩みを聞く

- (3) 児童への対応
- ① 生き方の指導を進める。
 - ② 目的意識を涵養する。
 - ③ 生活指導を進める。 等
- (4) 関係機関との連携
- ・ スクールカウンセラー、市教委、医療機関、福祉事務所、きずな、県教育委員会 等
 - ・ 家庭内暴力・ネグレクト等の疑いがあれば、直ぐに関係機関へ連絡する。
- (5) 校内の態勢づくり
- ① 教職員の研修を進めるとともに共通理解を図る。(全員同一歩調で取り組む)
 - ② 児童への心の教育を進める。(あるがままに受け入れる態勢づくり)
- (6) 類型別の対応(あくまで一般的・一人ひとりの状況はそれぞれちがうことに留意)
- ① あそび、非行型
 - ・ 目的意識の育成(生き方の指導)
 - ・ 学校に来る楽しさの醸成(自己存在感の感受)
 - ・ 支え合える人間関係づくりの構築(周囲の友人、学級集団、好ましい友人関係づくり)
 - ・ 保護者、家庭、地域との連携
 - ② 情緒的混乱型
 - ・ 一人になれる場の確保
 - ・ 悩みや思いを吐露できる場の設定
 - ・ 医療機関等との連携
 - ・ 保護者、家庭、地域との連携
 - ③ 複合型(自己確立未熟、家庭環境)
 - ・ 自分に自信が持て、自身を解放できる場を設定
 - ・ 医療機関等との連携
 - ・ 保護者、家庭、地域との連携
- (7) 未然防止に向けて
- ① 楽しい学校

わかる授業、体験的学習、交流学习、生徒指導の3機能(自己決定・自己存在感・共感的人間関係)の活用 等
 - ② 教師との信頼関係

学校行事、細やかな支援、家庭訪問等
 - ③ 初期対応

「愛のある、あったかハート0・1・2・3」

5 学校内暴力、体罰、(学級崩壊)

※ 知らせる勇気を

- (1) 日常の指導、取り組みの徹底
- ① 学校教育目標の具現化をめざして取り組む。
 - ② 児童への指導を充実させる。
 - ・ 心の教育の充実(教科、道徳、特活、総合的な学習の時間、人権・同和教育 等)
 - ・ 学級活動の充実(望ましい集団づくり)
 - ③ 校内研修を充実させる。
 - ・ わかる授業、学ぶ喜びを実感できる授業の創造
 - ・ 体罰に関する研修(服務規律研修)

- ④ 保護者や地域との連携を強化する。
 - ・保護者・地域への啓発を行う。
- (2) 実態の把握 *初期対応が大切
 - ① 児童を観察する（教室、図書室、保健室、清掃時間、休み時間 等）
 - ② アンケートを実施する。（定期・臨時、全校一斉・保護者・教職員・学年学級ごとに）
 - ③ 個別の相談活動を実施する。
 - ④ 保護者や地域の情報を収集する。
- (3) 学校内暴力、体罰（学級崩壊）が起きたら「生徒指導委員会」・「体罰委員会」を開催
 - ① 実態把握をする。（調査・アンケートの実施）
 - ・ いつ（いつから）、だれが、どんなふう、どうして（なぜ）、
 - ② 解決に向けた対策をたてる。
 - ・ 原因や背景を明らかにする。
 - ・ 原因等をもとに解決策を探る。
 - ・ 共通理解のもとに全教職員で当たる。（生活指導担当、該当学年、学級を中心に）
 - ・ ケース会議を実施する。
 - ・ 必要に応じて関係機関と連携をとる。
 - ③ 経過報告、結果報告をする。
 - ・ 経過や結果を知らせることで再発を防ぐ。
 - ・ 報告対象や内容については十分考慮する。（人権に配慮して）

6 不審者侵入

※ 防止策を万全に

- (1) 来客は必ず職員玄関から職員室に案内し、職員が対応する。受付を設ける。
 - ① 児童への面会人は、職員室（会議室）で担任（職員）が付く。
 - ② 児童への電話取りつぎは内容を確認し、不審のある場合は保護者に連絡のうえ確認を取る。
- (2) 言動等不審な場合は互いに職員が連絡を取り対応する。
 - ① 直ちに校長・教頭に連絡をする。必要に応じ、警察、市教委に連絡する。
防犯ベルを鳴らす。通行人には常に声掛けをする習慣を徹底する。
- (3) 特別教室、耐火金庫、薬品庫は常時施錠をし、管理を厳重にする。
 - ① 現金や貴重品の保管に留意する。教室・職員室に置かない。
- (4) 校舎周りに燃えやすい物・危険な物を置かない。

7 自然災害（台風・大雪・ゲリラ豪雨）

※ 的確な判断と迅速な行動

- (1) 十分な対策を講じる。
 - ① 施設設備の安全点検（施錠、整理整頓）
 - ② 連絡体制の確認（学校メールでの一斉送信等）
 - ・ 遠距離の児童への配慮（遅くならぬように）
 - ・ 日常の連絡方法の指導（正確さ、速さ）
- (2) 休校や自宅待機等の措置手順を確認する。
 - ・ 情報の収集 → 市教委、市内校長会 → 学校メール（学校職員連絡） → 学校メール（全家庭への連絡）
（各地区に情報連絡を依頼しておく。早めに現場に行って確かめる。）

- (3) 登下校時の指導（日常的に）を行う。
- ・ 危険を予測した行動をとる。危険時（大雨・雷等）は下校させない。子ども連絡所の確認・依頼をする。
 - ・ できるだけ複数で登下校する。
 - ・ 「保護者引き渡しカード」の準備
- (4) 職員は安全を確認後、速やかに出勤する。

8 火災・地震

- (1) 1学期に地震・津波対応避難訓練2回(授業中・休み時間)実施、2学期に火災対応避難訓練1回実施、3学期に不審者対応避難訓練(授業中・休み時間)1回、計4回実施。
- (2) 人命第一で対応する。
- ・ 大きな地震では、津波への対応として避難場所として陣山を指定。
- (3) 緊急連絡用として携帯メールでの連絡体制の整備。
- (4) 緊急持ちだし用品の確認・準備。保護者引き渡しカードの準備。
- (5) 詳細は別紙実施要項による。

9 給食による食中毒

※ 不安を与えぬ配慮。(卵料理はしない・金曜日の調理実習はしない・食物アレルギーの調査・対応の訓練等)

- (1) 実態把握(その日の給食指導者、養護教諭、学校栄養職員)
- ① 観察時期(給食中、給食後、翌日)
 - ② 症状の確認(下痢、腹痛、発熱等)
- (2) 関係機関との連携(市教委、校医、調理場)
- (3) 給食の停止、その他の措置の決定(校長)
- ① 臨時休校
 - ② 給食停止
- (4) 関係機関への連絡、報告

10 伝染性疾患

※ 蔓延を防ぐ(集会等の対応)

- (1) 実態把握(学級担任、養護教諭)
- ① 欠席者や罹患者の推移
 - ② 罹患者の症状の把握(せき、頭痛、発熱、その他)
- (2) 医療機関との連携、情報交換
- (3) 前後策の決定(休校、始業時間の変更、その他)
- (4) 休校の決定
- ① 関係機関との対応、報告(校医に報告・連絡・相談で決定)
 - ② 家庭への連絡
 - ③ 休校中の児童への指導(担任、養護教諭、生活指導担当)
- (5) 欠席者の扱い
- ・ 欠席あるいは出席停止(正式には医師の診断書)

11 交通事故

※ 防止策を万全に(放課後の自転車指導・通学路の安全点検・日頃の自転車の安全点検等)

- (1) 学校・家庭に連絡する。
- (2) 応急処置をする。移送する。(学校へ、医療機関等へ、自宅へ)
- (3) 日常の安全指導を徹底する。交通安全教室(1年、2年、3年)の開催。集団登校(毎日)、地区下校(毎週水曜日)、地域(地域パイロット)・保護者(PTAパトロール)・教職員による登下校の交通指導等

1 2 不審者

※ 防止策を万全に（警察署と連携、マモメールの利用、地域防犯パトロール隊への要望等）

- (1) 校外での留意点（登下校、居住地区）
 - ① 一人での登下校を避ける。
 - ② 防犯ベル等を携帯する。
- (2) 地域や保護者と連携する。情報の共有化を図る。
- (3) 関係機関と連携する。

1 3 児童が加害者の場合（交通事故、触法、犯罪行為等）

※ 更生を期す

- (1) 実態把握（事件・事故の当事者、発生日時、場所、種類等）
- (2) 被害状況の把握
- (3) 原因、背景の調査
- (4) 保護者との連絡（児童・生徒が帰宅する前までに行う。非があった場合、謝罪を促す。）
- (5) 被害者への対応（場合によっては学校が指導）
- (6) 事後指導（再発防止、更生をめざす）

1 4 職員の事故

※ 直ちに報告（迅速な対応が好結果につながる。隠さずに報告する勇気を）

- (1) 交通事故（被害者、加害者）、交通違反（青色違反も含む：累積加算に注意）
- (2) 地震、風水害等の自然災害の罹災
- (3) 火災
- (4) 金銭トラブル
- (5) 盗難（USB・タブレット等の管理）
- (6) その他

1 5 学校が緊急避難場所に指定されたとき

※ 地域の学校として（何が要求されているか、的確に読み取る）

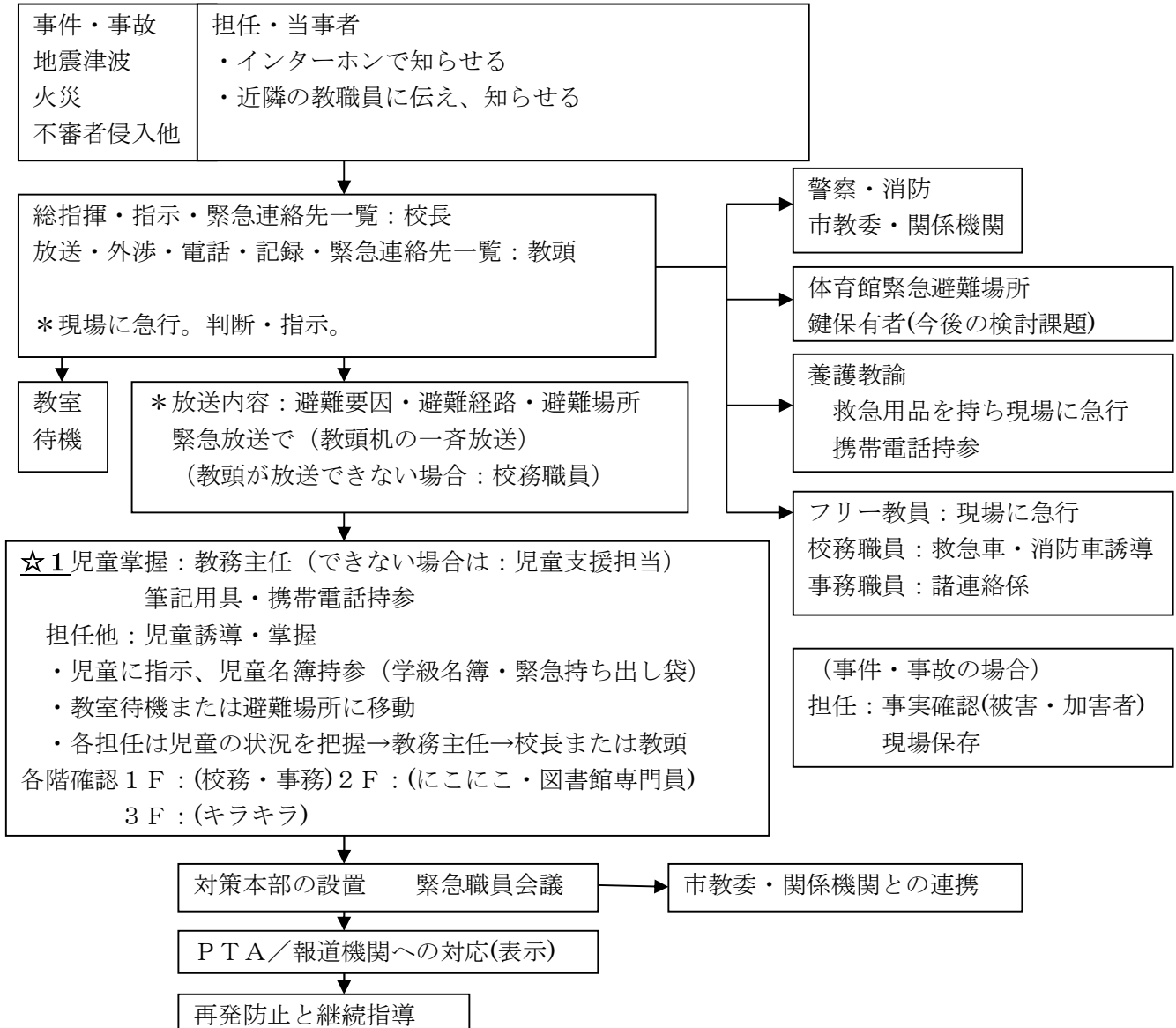
- (1) 本部の結成、組織の編成（町や区長と協議）
 - ・ 鍵（学校・体育館等）の管理、指揮担当、連絡係、物資運搬係、案内係 等
- (2) 開放できる教室や施設の割り出し（授業を実施することも考慮に入れて）
 - ・ 授業教室としては2・3階を確保
- (3) 教室や施設の割り当て、区画整理（体育館を開放の場合）
- (4) トイレの確保、使用規定の徹底
- (5) 日常生活必需品の確保
 - ・ トイレトペーパー、せっけん、毛布、雑巾 等
 - ・ 厳寒期には、暖房器具の確保（学校備品の提供）
- (6) 円滑な支援活動の手助け（マニュアルの作成・教職員の役割等）
- (7) 石仏ネットの設置（電子カルテ）
 - ・ 保健室に電子カルテ閲覧のPC設置（臼杵市）

【追加】

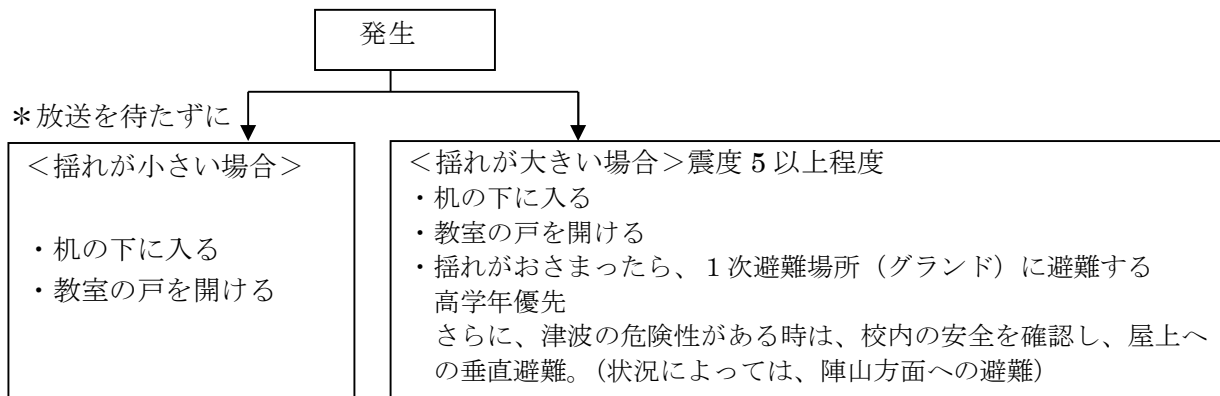
1 6 Jアラート発出（弾頭ミサイル関連）への対応

- (1) 情報収集
 - ・ Jアラート受信、経過等の情報確認（教頭）
- (2) 対応の流れと避難場所、役割分担の確認
 - ・ 緊急放送で避難場所への集合を知らせる。
 - ・ 職員は児童の避難誘導及び掌握
 - ・ 避難場所 校舎1階のトイレ前廊下から保健室前廊下、1～2階の階段
※窓のない場所に集合し、座って、頭を守る姿勢を取る。
- (3) 対応について、全職員で共通理解、Jアラート放送試験に合わせて、訓練を実施。

福良ヶ丘小学校 令和8年度 危機管理における基本的な役割分担



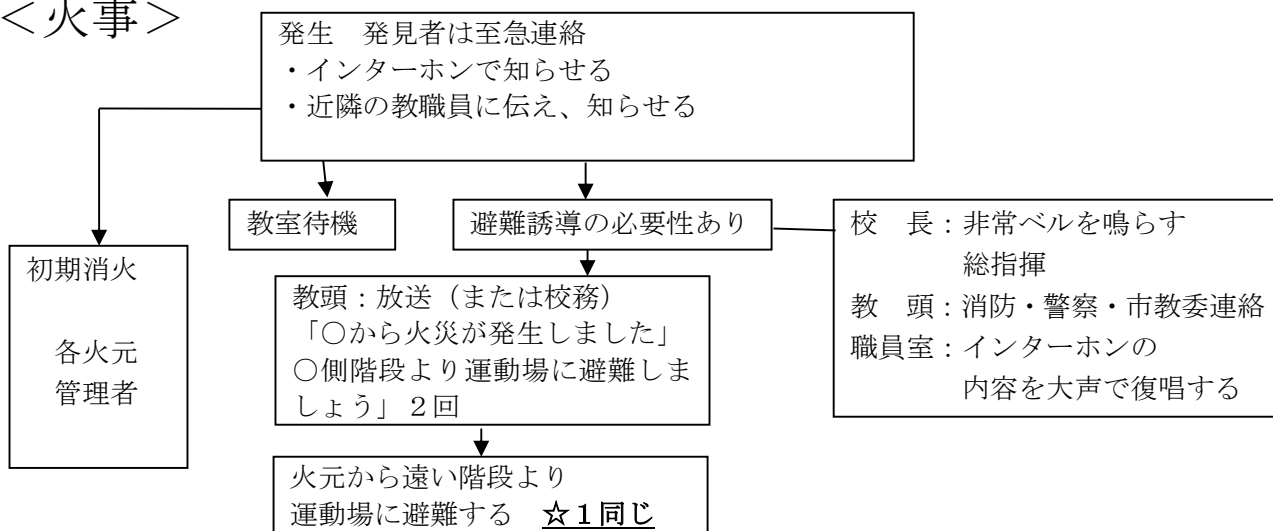
<地震・津波>



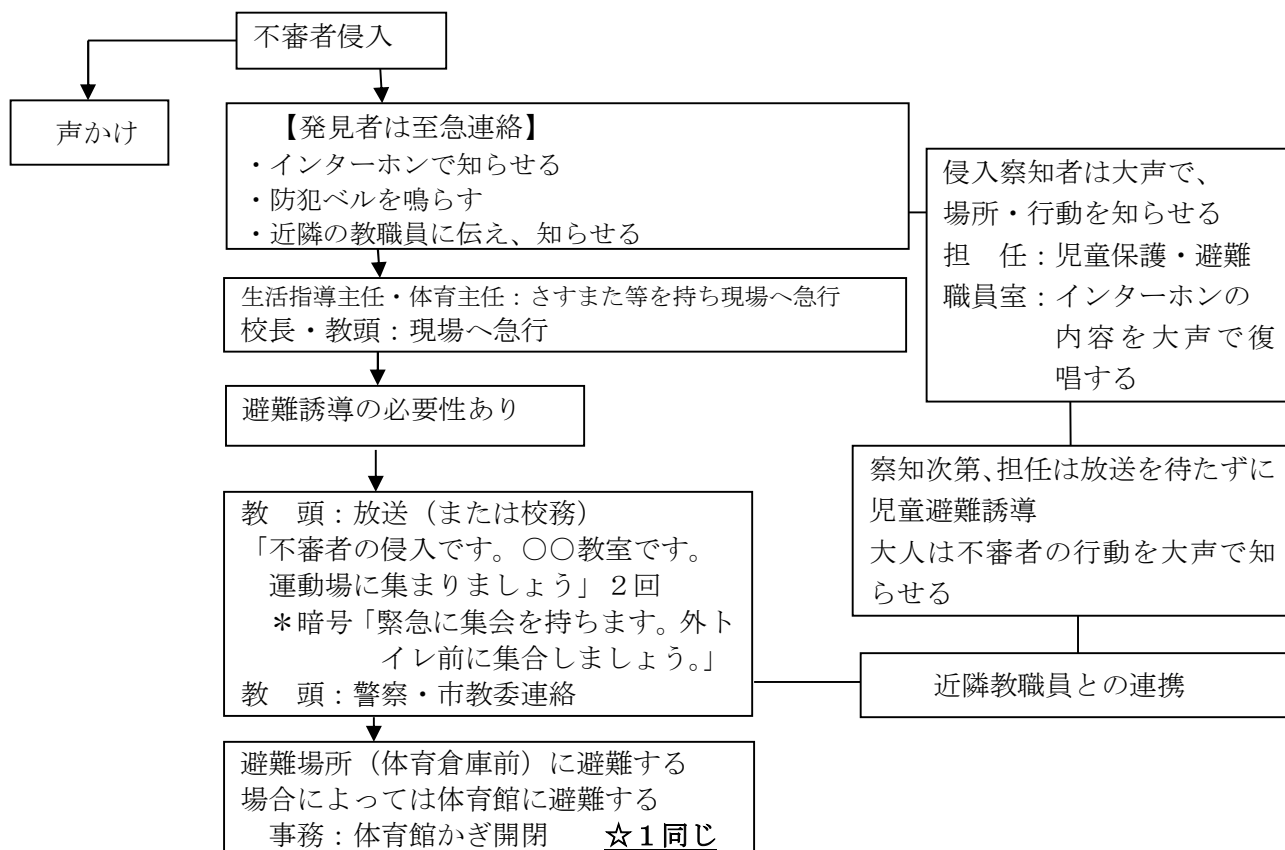
・★1同じ

- ・ 休み時間の時の誘導…図書室 (図書館専門員・キラキラ担任・にこにこ担任)、グラウンド (1年、3年、5年担任・支援級担任・養教)、体育館 (2年、4年、6年担任) 校門周辺 (校務・児童支援)、特別棟 (専科・事務)

<火事>



<不審者侵入>



<Jアラート>

